

3 環境保全のための組織

(1) 審議会等

① 仙台市環境審議会

「仙台市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長の諮問に応じ調査審議するため、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関等の代表30名以内によって構成する仙台市環境審議会を設置しています。

令和2年度は4回の環境審議会に加え、各計画の改定について専門的な審議を行うため、「杜の都環境プラン」改定検討部会が2回、「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会が3回開催され、令和3年1月に市長に答申がなされました。

② 仙台市環境影響評価審査会

平成10年12月に制定した「仙台市環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価等に関する重要な技術的事項等の調査審議のため、環境の保全及び創造について知識経験を有する者によって構成する仙台市環境影響評価審査会を設置しています。

令和2年度は6回開催し、仙台市役所本庁舎建替事業に係る環境影響評価方法書等について審査されました。

③ 仙台市廃棄物対策審議会

「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、廃棄物の減量及び適正処理の推進等に関する事項について調査審議するため、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の代表20名以内によって構成する仙台市廃棄物対策審議会を設置しています。

令和2年度は4回開催し、「一般廃棄物処理基本計画」の改定について審議され、令和3年1月に市長に答申がなされました。

④ その他の審議会

その他の環境に関する審議会としては、仙台市広瀬川清流保全審議会、仙台市景観総合審議会、杜の都の環境をつくる審議会等があり、関係事項について調査審議が行われています。

(2) 杜の都環境プラン推進本部

本市の環境基本計画である「杜の都環境プラン」の推進のため、市長を本部長とし、副市長を副本部長、各局・区長等を委員とする「杜の都環境プラン推進本部」を設置しています。環境の保全・創造あるいは環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、環境面から調整及び進行管理を行っています。

また、同本部の下には環境に関わる個別分野の具体的な展開方法について検討し、実施するための組織として、関係課長等で構成する部会を設置できることとしています。

(3) 他の自治体との連携

近隣自治体と各種施策や事業の促進について連携と協力を図るため、仙塩地域七自治体公害防止協議会のほか、東北都市環境問題対策協議会、宮城県自動車交通公害対策推進協議会などに参加しています。

また、大都市環境保全主管局長会議及び大都市清掃事業協議会局長会議、指定都市自然エネルギー協議会等に参加し、全国の自治体と協力して、国への要望行動や情報交換を行っています。

